

鳥取県病床機能再編支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県病床機能再編支援事業給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本給付金は、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(1) 単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(交付に係る対象者)

第3条 この要綱において、本給付金の交付に係る対象者は、以下のとおりとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

(給付に係る要件)

第4条 この要綱において、申請の対象となる事業は、以下のとおりとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはならない。

- ①単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び鳥取県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ②病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

(助成額の算定方法)

第5条 本給付金は次のとおり算定するものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

- ①平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

②一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2, 280千円を交付する。

③上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこととする。

- ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
- ・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(交付申請及び実績報告の時期等)

第6条 本給付金の交付申請は、次に掲げる様式により、毎年度知事が別に定める期限までに行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書並びに規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(1) 単独支援給付金支給事業

- ①単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(様式第1-1号)
- ②支給申請額算定シート(様式第1-2号)

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 単独支援給付金支給事業

- ①単独病床機能再編計画(令和8年3月31日までのものに限る。)
- ②病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等
- ③過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し(過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。)
- ④病床融通に関する概要(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。)

3 知事は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び鳥取県医療審議会の意見を踏まえた上で審査を行い、次の判断を行うものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

支給の申請を受けた単独病床機能再編計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるか。

4 前項の判断の結果、知事が必要と認め、支給を承認した場合には、当該医療機関に対して給付金を支給する。

5 第1項の書類は、規則第17条第1項で規定する実績報告書並びに規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第7条 本給付金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、第6条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内に行うものとする。

2 本給付金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(給付金の返還)

第8条 次に該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次のいずれかに該当する場合。

①単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

②給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

③申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。